④　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

留学生宿舎（当事業年度末帳簿価額：建物等4,053,752,662円）については、譲渡・廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

⑵　職員宿舎

①　使用しないという決定を行った固定資産の概要

用　途	資　産　名　称	種　類	場　　所
職員宿舎	百合ヶ丘第１宿舎	建物等	神奈川県川崎市麻生区東百合丘

②　使用しなくなる日

平成29年３月31日

③　使用しないという決定を行った経緯及び理由

建物・設備等の老朽化が著しく、修繕費用等の一層の増大が見込まれること及び「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年４月３日行政改革実行本部決定）で示された廃止方針等の趣旨及び当該見直し計画において「実施計画に基づく措置は、（中略）今後５年以内を目途に講じる」とされていることを踏まえ、平成29年３月に閉鎖することとしました。

④　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

（単位：円）

資　産　名　称	帳 簿 価 額	回収可能サービス価額	減損額の見込額
百合ヶ丘第１宿舎	13,868,117	0	13,868,117

※　帳簿価額は平成29年３月31日の見込帳簿価額を記載しております。

※　回収可能サービス価額は、正味売却価額を掲記しております。

Ⅴ　金融商品の時価等の開示に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金貸与事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は国債、地方債及び譲渡性預金であり、満期保有目的で保有しております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当法人は、当法人の奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部門により行われ、また、定期的に運営会議等を開催し、審議・報告を行っております。

②　金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現金及び預金	121,325	121,325	—
⑵　貸付金及び破産再生更生債権等	8,604,221		
貸倒引当金	△ 175,450		
	8,428,771	8,401,983	△ 26,789
⑶　有価証券及び投資有価証券	78,661	79,482	822
満期保有目的	78,661	79,482	822
債券	18,661	19,482	822
譲渡性預金	60,000	60,000	—
⑷　日本学生支援債券	(410,000)	(410,027)	(27)
⑸　長期借入金	(8,303,587)	(7,737,748)	(△ 565,840)

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　貸付金

貸付金及び破産再生更生債権等の種類に基づく区分ごとに、無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は業界団体が公表している価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で満期となるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券の時価は、業界団体が公表している価格によっております。

⑸　長期借入金

長期借入金のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

Ⅵ　賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。